

園内研修の要件について

<国通知>

- ・研修の講師が、国が示す「保育士等キャリアアップ研修の実施について（平成 29 年 4 月 1 日付け雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下ガイドライン）に定める研修の講師であること。（認定こども園の場合は、大学等に属する者や研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると都道府県等が認める者）
- ・研修の目的及び内容が明確に設定されており、また、本ガイドラインに定める研修分野（専門分野別研修、マネジメント研修）が設定されているとともにその内容が本ガイドラインに沿っていること。
- ・研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する保育所及び地域型保育事業所において研修修了の証明が可能なこと。

<府の保育士等キャリアアップ研修における対応>

- ・ガイドラインの講師要件は、「指定保育士養成施設の教員、研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認めるもの」
- ・通常の保育士等キャリアアップ研修では、研修実績（養成校内での講義は含まない。）の有無で可否を判断
- ・研修実績がなくとも不相当と判断しにくい場合には、略歴や今後の研修実施予定等を確認し、判断
※例えば、保育所職員への研修実績はないが、障害児保育の分野で長年携わっている自治体職員や衛生対策に造詣の深い医師など
- ・研修分野・内容は指定申請の際に計画書を提出いただき、判断している。
※初めて指定申請を申請する団体等においては、研修資料案等も提出。
- ・上記に加え、園内研修等実施のための研修受講者（園内研修コーディネーター）を講師とすることは可。
- ・園内研修を実施するためには、保育士等キャリアアップ研修の内容の熟知やキャリアパスモデルの理解が必要であることから、園内研修実施のための研修等の受講を促す。
- ・なお、自園の園長等を講師とする場合においては、他の施設や機関等において、講師実績があること、計画的に研修を行っていることなどにより判断する。

<園内研修申請等に係る事務フロー>

		保育所・地域型保育事業所	認定こども園
1	施設	○園内研修確認申請書（別添様式1）を京都府に提出	○園内研修確認申請書（別添様式2）を京都府に提出
2	京都府	○園内研修確認申請書を受領・審査 ↳審査の結果、適切と認められれば確認通知書を施設に送付	
3	施設	○園内研修を実施 ○施設長が受講を確認 ・研修修了履歴一覧の作成（別紙様式1） <キャリアアップ研修修了の手続き> ①「京都府保育人材キャリアパスポート」への押印（必須） ②京都市内の場合は、京都市保育園連盟、京都市外の場合は京都府保育協会へ提出 ③キャリアアップ研修修了証を受領	○園内研修を実施 ○施設長が受講を確認 ・研修修了履歴一覧の作成（必須）（別紙様式2） ・受講証明書の発行（任意） ※認定こども園で実施する園内研修は、キャリアアップ研修の対象とならない取扱いのため、キャリアアップ研修修了の手続きは不要。
4	施設	○京都府に実施報告書を提出（様式は申請受付後に京都府から送付）	
5	京都府	○園内研修の実施報告を受領	
6	施設	○処遇改善等加算Ⅱの認定申請 <添付書類> ・研修修了履歴一覧（別紙様式1） ・府が発行するキャリアアップ研修修了証の写し ※修了証が未交付の場合は「京都府保育人材キャリアパスポート」の写し	○処遇改善等加算Ⅱの認定申請 <添付書類> ・研修修了履歴一覧（別紙様式2） ・府に提出した園内研修の実施報告書（研修修了者一覧が記載されていること）

<留意事項>

○保育所・地域型保育事業所

園内研修（保育所・地域型保育事業所）の修了者について、対応する保育士等キャリアアップ研修の研修分野に関して1分野最大4時間の研修の受講を免除できる。（※）

○認定こども園

園内研修（幼稚園・認定こども園）の修了者について、副主幹保育教諭（中核リーダー）及び専門リーダーにおいては15時間以内、若手リーダーにおいては4時間以内の範囲で処遇改善加算Ⅱの修了要件として、修了すべき研修時間に含むことができる。（※）

※京都府処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件取扱要領 1（2）ウ、2（2）から抜粋